

消費者

成人年齢が引き下げられました！ 若年者の消費者被害を防ぐには

19歳のAさんは、美容のサプリメント（定価1万円）が初回お試し価格500円という広告をネットで見つけ、申し込みました。商品が届いて、しばらくすると2箱目が送られてきました。初回含め5回の定期購入が条件になっていたのです。

購入の条件をよく理解しないまま、初回のみを購入を考えていたAさんは、代金を支払う



ことができなかつたこともあり、放置していたところ、弁護士事務所から「訴訟予告書」が届きました。

母親が、事業者に連絡を取りましたがつながらなかつたので、困って消費者センターに相談しました。

未成年者は、法律で保護されており、契約を取り消すことができる場合があります。今回はセンターの協力のもと、交渉を行い、解約することができました。

●成人年齢が引き下げられます

改正民法が国会で可決・成立し、成人年齢が2022年4月から18歳に引き下げられることが決定しました。

未成年者がモノやサービスの契約を結ぶ場合は原則、親などの同意が必要です。同意なしに契約をした場合、「契約を取り消すことができる」ことになっています。

成人年齢が引き下げられることで、これまで未成年者取消権で保護されていた18、19歳の消費者被害が増加することが懸念されます。

●若年者の消費者被害を防ぐ

社会経験が乏しい20歳を迎えたばかりの若者を狙った悪質な事業者がいるため、注意が必要です。

国民生活センターによると、2013年度以降、契約トラブルなどで18、19歳からそれぞれ年間約5000件の相談が寄せられており、成人となつたばかりの20～22歳では、それぞれ約8000件と相談件数が増加しています。

成人年齢の引き下げを控え、学校での消費者教育強化などの取り組みが行われています。トラブルに巻き込まれないよう、契約内容をしっかりと確認するようにしましょう。

■問い合わせ

消費者センター(☎0909・1234)